

岩手高校ソフトテニス部 村桜会 会則

- 第1条 本会の名称は、岩手高校ソフトテニス部『村桜会』と称す。
- 第2条 本会の事務局は岩手中・高等学校に置く。
- 第3条 本会は、岩手高校ソフトテニス部の活動を支援し、卒業生（以下会員とする）の相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。
1 ソフトテニス部活動の目的達成のための援助支援。
2 会員相互の親睦交流を図る活動。
3 その他本会の目的達成に必要な事項を行う。
- 第5条 本会は岩手高校ソフトテニス部の会員で組織する。
- 第6条 本会には次の役員を置く。
会 長 1名 副会長 2名 会 計 1名 監 事 1名 顧 問 1名
- 第7条 前条の役員は総会で選出する。
1 顧問は岩手高校ソフトテニス部監督（空席）をあてる。
- 第8条 会長は、本会を、代表して会務を統轄し、総会、役員会の議長となる。
- 第9条 副会長は会長を補佐し会長事故ある時、その職務を代理する。
- 第10条 会計は会費の徴収及び収支に関する一切を行う。
- 第11条 監事は会計を監査する。
- 第12条 役員の変更は、1月総会とする。ただし、再任は妨げない。
1 役員は任期満了しても、後任者就任するまでその職務を行う。また、役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただしその任期は、前任者の残任期間とする
- 第13条 会議は総会、役員会とする。
1 総会は定例総会及び臨時総会とする、
2 総会は本会の最高議決機関とする。
3 総会は会長が招集する。
4 総会は、年1回招集する。
5 臨時総会は会員の2分1以上の要請がある場合又は会長及び役員会で必要と認めた場合、臨時招集することができる。
6 役員会は会長が招集する。
7 総会及び役員会の議決は、出席会員並びに役員の方の3分の2以上の賛同によるものとする。
- 第14条 本会の経費は下記に掲げるもので支弁する。
(1) 寄附金
(2) その他の収入
- 第15条 本会の会費は総会で決定する。
- 第16条 本会の会計、事業施行年度は毎年1月2日に始まり翌年12月末日で終わる。

附則

- 第17条 本会則施行について必要な細則は、役員会で別に定める。
- 第18条 本会則の改正及び本会の解散は、総会で出席会員の3分の2以上の同意を得られるものとする。
- 第19条 本会則は、平成20年1月2日より施行する。